

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の設定)

第4条 この法人の全理事の報酬額は、年間122,500円以内とする。ただし、職員給与の支給を受けている常勤理事1名分の職員給与の額は含まない。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間63,000円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会

の決議によって定めるものとする。

5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。

6 各々の監事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」及び別記1「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 2 月 24 日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は平成 30 年 10 月 12 日（評議員会の議決日）から施行する。

別表 常勤理事俸給表

		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	備考
等級数(数字)		1	2	3	4	5	6	7	
下限基本給		151,000	157,000	160,000	164,000	171,000	178,000	196,000	
上限基本給		161,500	180,000	200,000	220,000	250,000	280,000	335,000	上限は暫定値
中間値		156,250	168,500	180,000	192,000	210,500	229,000	265,500	
号俸ピッチ		800	1,000	1,200	1,800	3,600	4,300	5,500	
標準昇給額		800	1,000	1,200	1,800	3,600	4,300	5,500	
標準昇給率		0.5%	0.6%	0.7%	0.9%	1.7%	1.9%	2.1%	
	号俸								
高卒初任給	1	151,000	157,000	160,000	164,000	171,000	178,000	196,000	
	2	151,800	158,000	161,200	165,800	174,600	182,300	201,500	
	3	152,600	159,000	162,400	167,600	178,200	186,600	207,000	
	4	153,400	160,000	163,600	169,400	181,800	190,900	212,500	
	5	154,200	161,000	164,800	171,200	185,400	195,200	218,000	
短大・高専初任給	6	155,000	162,000	166,000	173,000	189,000	199,500	223,500	
	7	155,800	163,000	167,200	174,800	192,600	203,800	229,000	
	8	156,600	164,000	168,400	176,600	196,200	208,100	234,500	
	9	157,400	165,000	169,600	178,400	199,800	212,400	240,000	
	10	158,200	166,000	170,800	180,200	203,400	216,700	245,500	
	11	159,000	167,000	172,000	182,000	207,000	221,000	251,000	
大卒初任給	12	159,800	168,000	173,200	183,800	210,600	225,300	256,500	
	13	160,600	169,000	174,400	185,600	214,200	229,600	262,000	
	14	161,400	170,000	175,600	187,400	217,800	233,900	267,500	
大学院卒初任給	15		171,000	176,800	189,200	221,400	238,200	273,000	
	16		172,000	178,000	191,000	225,000	242,500	278,500	
	17		173,000	179,200	192,800	228,600	246,800	284,000	
	18		174,000	180,400	194,600	232,200	251,100	289,500	
	19		175,000	181,600	196,400	235,800	255,400	295,000	
	20		176,000	182,800	198,200	239,400	259,700	300,500	
	21		177,000	184,000	200,000	243,000	264,000	306,000	
	22		178,000	185,200	201,800	246,600	268,300	311,500	
	23		179,000	186,400	203,600		272,600	317,000	
	24		180,000	187,600	205,400		276,900	322,500	
	25			188,800	207,200			328,000	
	26			190,000	209,000			333,500	
	27			191,200	210,800				
	28			192,400	212,600				
	29			193,600	214,400				
	30			194,800	216,200				
	31			196,000	218,000				
	32			197,200	219,800				
	33			198,400					
	34			199,600					
	35								
グラフ最大		161,400	180,000	199,600	219,800	246,600	276,900	333,500	
下限より1/3		154,467	164,667	173,200	182,600	196,200	210,967	241,833	
下限より2/3		157,933	172,333	186,400	201,200	221,400	243,933	287,667	

別記1 非常勤理事の報酬

理事会・評議員会出席の都度1人一律3,500円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度1人一律3,500円